

○財務省告示第二百四十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年七月七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第三百三十四回）

二 発行の根拠
の法律及びそ
の条項

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

三 振替法の適
用等

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

十 十		九 八		七	
イ 一		二		ハ	
発 行 行 日		最 低 額 面 金		払 込 金 額	
入 札 発 行 行 争 格 価 格	発 行 行 日	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場	行 争 非 者 特 国 債 市 場
銭 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	平 成 二 十 六 年 七 月 七 日	四 百 九 十 一 億 七 千 百 五 十 万 円	五 万 円	二 兆 二 千 百 五 十 億 七 千 百 六 十 五 万 円	四 十 億 七 千 九 百 五 十 万 円
	す る 。				
	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と				
	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 と				
	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿				
					で た 条 特
					四 百 九 十 億 円
					に 関 する 法 律 第 四 十 六
					項 の 規 定 に 基 づ き 面 金 額
					に つ い て 額 面 金 額

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

銭 額
面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 十 五

(一) 年 ○ ・ 六 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{17}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録されるもの
座に記載又は記録されるもの
にりついで、は、前記の算式に
よりに算出した金額から、該金
額に百分の二十・三・五乗
じた金額(たいたし、取得者債
を發行時に、又は、外国にあり
が非居住者、又は、外国にあり
る場合、又は、前記(一)に居

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支
十九 払込参加
二十 払込期日

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額（を控除することができる。

平成二十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、その日以、前六ヶ月間に属する利子を支払い。

平成三十六年六月二十日額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年七月七日